

# 「かりやプラスプロジェクト」参加に関する規程

## (参加手続)

第1条 「かりやプラスプロジェクト」(以下、「プロジェクト」という)に参加しようとする者(以下、「参加者」という)は、高校生以上の吹奏楽器経験者を条件とし、参加の際は「かりやプラスプロジェクト運営委員会」(以下、「運営委員会」という)の事務局(刈谷市総合文化センター)に指定の参加申込書を提出し、運営委員会で承認後、参加できるものとする。但し、高校生は保護者の承諾が必要である。

## (参加料)

第2条 参加者は参加承認後、運営委員会が定める参加料をプロジェクト初日に運営委員会事務局へ納めるものとする。

2 参加者がプロジェクト途中で脱退したときは、参加料の払い戻しは行わない。

## (脱退)

第3条 参加者はプロジェクト期間途中であっても任意の脱退届を運営委員会事務局に提出して、任意に脱退することができる。

## (参加資格の喪失)

第4条 次のいずれかに該当する場合、その資格を喪失する。

- (1) プロジェクト開始7日以内に参加料の納入がされなかったとき。
- (2) 無断欠席を3回以上継続したとき。

## (除名)

第5条 参加者が次のいずれかに該当するに至ったときは、運営委員会の決議によって当該参加者を除名することができる。

- (1) プロジェクトの規程、その他の規則に違反したとき
- (2) プロジェクト及び刈谷市総合文化センター(以下、「センター」という)の名誉及び信用を著しく失墜させたとき
- (3) 自ら又は第三者を利用して、プロジェクト又はプロジェクト関係者に対し、詐術、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いたとき
- (4) プロジェクト及びセンターの活動を妨害したとき
- (5) その他、除名すべき正当な事由があるとき

2 前項により除名が決議されたときは、その参加者に対し、通知するものとする。

3 プロジェクトは、前項の規程により、参加者を除名した場合には、当該参加者に損害が生じても何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる除名によりプロジェクトに損害が生じたときは、当該参加者はその損害を賠償するものとする。

## (再参加)

第6条 本規定第3条により脱退した場合は、第1条に従い再参加できる。

但し、第5条により除名された場合、再参加及び次期プロジェクト以降の参加も認められない。

第4条により資格喪失となった場合は運営委員会での審議を必要とする。

## (補足)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は運営委員会で別に定める。

## (規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、運営委員会の決議を経て行うものとする。

## 附則

この規程は、2018年4月1日から施行する。